

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

千葉市民会館、千葉市文化センター、千葉市美術館、千葉市国際交流センター、千葉市立郷土博物館、千葉県立中央図書館など一定の機能・施設の集積はある。

また、中心市街地は、最近改善されつつあるものの高齢者比率が高い状況であるとともに、近年、再開発や大型店移転跡地等の開発で住宅供給が進行しており、今後ファミリー世帯の増加も見込まれる。

【都市福利施設を整備する事業の必要性】

これらの現状をふまえ、「都市福利施設を整備する事業」として、高齢者・ファミリー層世帯を含め様々な世代に対する都心ライフの利便性、魅力を高めるために、科学館・子ども交流館・子育て支援館・中央保健福祉センターの整備事業、郷土博物館整備事業を実施する必要がある。

また、本市の中心市街地は、多くの周辺市町を含む商圈、通勤圏を抱える千葉市の交通要衝にあり、市のみならず周辺市町を含めた、賑わいのある中心市街地を目指し、文化・交流機能等の強化が必要である。

【フォローアップの考え方】

平成20年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、平成22年度において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
事業名：千葉市科学館整備事業（千葉中央第六周辺地区 地域創造支援事業） 内容：子ども達の探究心の向上と創造力の育成を図るとともに、市民の科学に関する知識の普及・啓発を図る市民参加型の科学館の整備事業 【展示室、ハイブリッド型高輝度プラネタリウム】 位置：中央4丁目地内（千葉中央第六地区再開発ビル7～10階） 実施時期： 平成17年度～平成19年度（平成19年10月開館予定）	千葉市	中央第六地区再開発ビル内において整備・運営する千葉市科学館は、幼児から大人まで幅広い年齢層の方々が体験しながら身近な科学を楽しむことができる、参加体験型の施設であり、中心市街地における学習機会の創出や、魅力向上、来街機会を高めることから、賑わいの創出、交流促進に寄与し中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置の内容：まちづくり交付金 実施時期： 平成17年度～平成19年度	
【公共共用部分】			支援措置の内容：中心市街地再活性化等特別対策事業 実施時期： 平成19年度	

〔千葉市科学館整備事業-完成イメージ〕



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
事業名：子ども交流館整備事業（千葉中央第六周辺地区 高次都市施設 地域交流センター 児童センター） 内容：千葉市の子どもの交流と健全育成の拠点施設の整備事業 【音楽スタジオ、図書室、プレイルーム、工房・調理室等】 位置：中央4丁目地内（千葉中央第六地区再開発ビル3～5階） 実施時期： 平成18年度～平成19年度 （平成19年10月開館予定）	千葉市	中央第六地区再開発ビル内において整備・運営する子ども交流館は、「子どもの遊び場の提供」や「中・高生の居場所機能」などの機能を担い、乳幼児とその保護者及び小・中学生、高校生などが利用し、活動する施設であり、中心市街地の居住の魅力や来街機会を高めることから、賑わいの創出、交流促進に寄与し中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置の内容：まちづくり交付金 実施時期： 平成18年度～ 平成19年度	
【公共共用部分】			支援措置の内容：中心市街地再活性化等特別対策事業 実施時期： 平成19年度	

〔子ども交流館整備事業-完成イメージ〕



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
事業名：子育て支援館整備事業（千葉中央第六周辺地区 高次都市施設 地域交流センター 子育て支援プラザ） 内容：千葉市の子育て支援の拠点施設の整備事業 【幼児の遊び場、親子サロン・食事室、子育て情報コーナー等】 位置：中央4丁目地内（千葉中央第六地区再開発ビル6階） 実施時期： 平成18年度～平成19年度 （平成19年10月開館予定）	千葉市	中央第六地区再開発ビル内において整備・運営する子育て支援館は、「地域子育て支援センター及びその基幹施設の機能」、「子育ての相互援助活動を促進支援するファミリー・サポート・センターの機能」を備えており、子育てを通じた地域交流を図る施設として、中心市街地の居住の魅力や来街機会を高めることから、賑わいの創出、交流促進に寄与し中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置の内容：まちづくり交付金 実施時期： 平成18年度～ 平成19年度	
【公共共用部分】			支援措置の内容：中心市街地再活性化等特別対策事業 実施時期： 平成19年度	

〔子育て支援館整備事業-完成イメージ〕



(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
事業名：中央保健福祉センター整備事業 内容：保健・福祉に関する相談やサービスを総合的・一体的に提供する施設の整備 位置：中央4丁目地内（千葉中央第六地区再開発ビル11・12階） 実施時期： 平成18年度～平成19年度 （平成19年10月開館予定）	千葉市	中央第六地区再開発ビル内において整備・運営する中央保健福祉センターは、保健・福祉に関する相談やサービスを総合的かつ一体的に提供する施設であり、中心市街地の居住の魅力や来街機会を高めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
事業名：郷土博物館整備事業 内容：郷土博物館の展示内容の充実を図る施設改修事業 位置：亥鼻1丁目地内 実施時期： 平成19年度～平成21年度	千葉市	「千葉市科学館」（中央第六地区再開発ビル内）の開館による、当館のプラネタリウム業務廃止に伴い、空きスペースを展示室として有効活用し、歴史・民俗系の郷土博物館としての機能を高めることで、中心市街地の文化施設と連携し、回遊性向上を図るために必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

近年、中心市街地ではマンション供給が徐々に進行し、人口及び世帯数とも増加基調にあるが、平均世帯人員は小規模化が引き続いてきている。平成 17 年から平成 18 年には、世帯の小規模化の下げ止まり状況が窺われ、現在建設中のマンションでは、ファミリータイプ向けの住宅供給が予定されており、今後、子どもの増加も期待される。

一方、中心市街地内において今後増加が見込まれるファミリー世帯向けの支援施設が不足している。

【街なか居住を推進する事業の必要性】

中心市街地を活性化する上で、賑わいをもたらす支える居住人口の確保・増加は極めて重要な事項であり、今後とも、民間活力を基本としつつ適切に活用し、街なか居住を推進していく必要がある。

中心市街地の居住人口の増加は、賑わいの回復・増進や、経済活力の向上に寄与するのみならず、少子高齢化の流れの中で継続的なまちづくりを進めるうえでも必要であるものと考えられる。

特にファミリー世帯を始め、居住環境の向上を図るため、子ども交流館・子育て支援館の整備事業の実施、民間による住宅供給事業を支援する必要がある。

【フォローアップの考え方】

平成 20 年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、平成 22 年度において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
事業名：子ども交流館整備事業（再掲）（千葉中央第六周辺地区 高次都市施設 地域交流センター 児童センター） 内容：千葉市の子どもの交流と健全育成の拠点施設の整備事業 【音楽スタジオ、図書室、プレイルーム、工房・調理室等】 位置：中央4丁目地内（千葉中央第六地区再開発ビル3～5階） 実施時期： 平成18年度～平成19年度（平成19年10月開館予定）	千葉市	中央第六地区再開発ビル内において整備・運営する子ども交流館は、「子どもの遊び場の提供」や「中・高生の居場所機能」などの機能を担い、乳幼児とその保護者及び小・中学生、高校生などが利用し、活動する施設であり、中心市街地の居住の魅力や来街機会を高めることから、賑わいの創出、交流促進に寄与し中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置の内容：まちづくり交付金 実施時期： 平成18年度～平成19年度	
【公共共用部分】			支援措置の内容：中心市街地再活性化等特別対策事業 実施時期： 平成19年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
事業名：子育て支援館整備事業（再掲）（千葉中央第六周辺地区 高次都市施設 地域交流センター 子育て支援プラザ） 内容：千葉市の子育て支援の拠点施設の整備事業 【幼児の遊び場、親子サロン・食事室、子育て情報コーナー等】 位置：中央4丁目地内（千葉中央第六地区再開発ビル6階） 実施時期： 平成18年度～平成19年度（平成19年10月開館予定）	千葉市	中央第六地区再開発ビル内において整備・運営する子育て支援館は、「地域子育て支援センター及びその基幹施設の機能」、「子育ての相互援助活動を促進支援するファミリー・サポート・センターの機能」を備えており、子育てを通じた地域交流を図る施設として、中心市街地の居住の魅力や来街機会を高めることから、賑わいの創出、交流促進に寄与し中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置の内容：まちづくり交付金 実施時期： 平成18年度～ 平成19年度	
【公共共用部分】			支援措置の内容：中心市街地再活性化等特別対策事業 実施時期： 平成19年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
事業名：CHIBA CENTRAL TOWER 整備事業 内容：共同住宅、商業施設 を整備する開発事業 供給戸数 434 戸 1・2 階：商業施設 地上 43 階地下 1 階建て 位置：中央 3 丁目地内 敷地面積：約 3,800 m² 実施時期： 平成 18 年度～平成 21 年度	オリックス・リアルエステート㈱、ニチモ㈱	総合設計制度を活用し、土地の高度利用を図るとともに、敷地内に公開空地（歩道状空地、広場等）を設けることで、緑化等による魅力的な景観形成が図られる。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

【現状分析】

中心市街地では、平成 5 年に新千葉そごうが立地するなど大型店が徐々に増加してきたが、平成 13 年にダイエー千葉店、セントラルプラザが撤退するなど、平成 10 年から 14 年に大型店の閉店が相次いだことにもより、平成 9 年から平成 16 年の間に、小売店舗数は約 11%、年間小売販売額は約 22%減少している。また、中心市街地の歩行者通行量は主要な回遊動線上で約 4%減少している状況である。

また、中心市街地への吸引力の維持・向上に向けては、平成 11 年度に策定した旧基本計画に基づき、これまでも千葉商工会議所や地元商店街等からなる中心市街地まちづくり協議会が中心となり地域ニーズに対応し、イベントコーディネート事業やオープンカフェ事業、セーフティガード事業などの各種活性化事業を行ってきており、賑わいの創出や、安全・安心のまちづくりに取り組んできたところである。

市民のニーズとしては、中心商業地の「便利さ」、「品揃え」、「1 か所で用が済む」ことなどを評価する一方で「休憩所」、「駐車場・自転車置き場」、「街路清掃・美化」及び「ベンチ」等の要望が多く見られるなど快適な通行空間等を創出する施設整備等を望む声が多い。また、中心商業地への来街者の目的で「買物」が占める割合は約 55%で、通勤・通学、仕事、レジャーなどがその他の目的が約 40%となっている。〔商業振興指針関連アンケート調査〕

【商業の活性化のための事業の必要性】

商業の活性化は、中心市街地活性化の中核になるものである。買物を目的とした来街者への対応だけではなく、レジャー等の買物以外の来街者にも的確に対応しながら、様々な新たな交流と出会いを創出するとともに、経済活動を始め様々な都市活動を活発にし、賑わいの回復・増進や経済活力の向上に寄与するものである。

商業の活性化に向けては、その基盤を支える個店・商店街が独自の経営努力により、消費者ニーズに対応した魅力アップを図ることも必要不可欠である。これらに対しては、中心市街地活性化協議会が核となり取組みを促進する。

これらをふまえ、「商業の活性化のための事業」として、以下の事業等を実施する必要がある。

- ・都心の快適な歩行者空間を創出し、商店街の魅力を高める商店街環境整備。
- ・商業機能集積を増進させる市街地再開発事業における商業施設の整備。
- ・都心の集客力アップにつながり、交流空間を豊かにする再開発ビルのエントランス機能としてのアトリウムの整備。
- ・栄町地区の再生・活性化を図るため、地域、商店街、民間等との連携によるまちづくり社会実験や、空き店舗活用事業及び千葉大学の学生を中心とした組織によるアートイベントの実施。
- ・まちなかを花で彩り、賑わいや憩いの場を創出する、まちなかプロムナード活性化事業（中央公園フラワーフェスティバル、千葉都心イルミネーション、オープンカフェなど）の実施。
- ・快適かつ安心して都心を散策できる環境整備を図るセーフティガード事業、クリーンアップ事業。

【フォローアップの考え方】

平成 20 年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、平成 22 年度において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：栄町商店街環境整備事業 内容：様々な世代が交流できる商店街づくりを目指した総合的、計画的な商店街の再生・活性化 (電線地中化、老朽化アーケードの撤去と併せた街路灯等の再整備) 位置：栄町商店街 延長：400m 実施時期：平成 19 年度～平成 22 年度 [つづく]	栄町通り商店街振興組合	栄町商店街は、かつては賑やかな繁華街であったが、人の流れの変化や老朽化した施設による暗いイメージの定着などにより歩行者通行量の減少など衰退が著しい。このような状況のなか、平成 18 年に栄町商店街で「栄町通り商店街再生事業基本構想」を策定し、再生へ求められる重要課題として、賑わいの再生、誰もが安心して暮らせる環境の創出などを打ち出した。これらの方針のもと、住民アンケートにおいて「安全・安心」へのニーズが高いことを踏まえ、子どもからお年寄りまで様々な世代が交流できる商店街づくりを目指している。 当該事業の実施によって、老朽化し、耐候性が失われたアーケードを撤去し、危険と暗いイメージの払拭のため、防犯カメラや街路灯の設置を行うことが商店街における安心・安全で快適な歩行者空間・商業環境を創出させ、魅力的な景観の形成を図ることになる。 これらの事業は、中心市街地の回遊性、賑わいを高めるために必要な事業である。	措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 実施時期：平成 21 年度～平成 22 年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金を活用

[つづき]

(当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組みにもたらす影響)

疲弊した栄町地区の活性化・再生が、中心市街地全体の活性化のシンボルになる。また、栄町は奥行きのある中心市街地の回遊性の確立により、周辺 3 商店街へ好影響が期待されるなど、当地区の活性化・再生は、中心市街地全体の回遊性の向上に寄与する。

栄町商店街の歩行者通行量（休日）

（単位：人）

	H2	H5	H8	H12	H15	H17	H20
ハングロードパルク	2,803	2,472	2,872	2,543	1,670	2,008	2,038

※H15の通行量の減は調査当日が荒天であったことによるが、総じて減少傾向にある。

（個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結びつき、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容）

専門家派遣事業の積極的な活用や、花の街推進事業の一環としての一店一鉢運動などの個店での取組みと、既に開催されているのみの市の開催といった共同的な取組みと合わせ、更には、商店街の空き店舗を活用したコミュニティスクールの開設や空き店舗対策として、若い起業家が安価で出店できる環境づくりを連動しながら本事業を行うことにより、商店街の回遊性が向上し、活性化をもたらすことが考えられる。

（当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況）

9 店舗。本事業及び各空き店舗活用事業の実施を通じた商店街の魅力向上により、空き店舗数の減少を目指す。

栄町商店街の空き店舗数・率

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
全店舗数	78	80	75	76	76	76
空き店舗	4	5	8	9	9	16
空き店舗率(%)	5.13	6.25	10.67	11.84	11.84	21.05

※店舗数はハングロードパルクに面している店舗の数である。

※空き店舗数、率ともに増加している。

（文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること）

本事業は同様に空き店舗を活用したアートセンター「Wi-CANP」の運営や、栄町都市再生まちづくり推進事業（まちづくり社会実験）、電線共同溝整備事業と連動し、魅力ある環境整備を行うことで賑わいの創出を図る。

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：千葉銀座商店街環境整備事業 内容：休日のきぼーる来館者が思わず通りたくなる楽しい商店街づくりを目指した総合的、計画的な商店街の活性化 （千葉銀座通りに導かれるようなサイン・案内板の設置や、歩きながら学べる歩道の整備及びバリアフリー化、ユニークな街路灯の再整備、駐輪場の設置） 位置：千葉銀座商店街 延長：770m 実施時期：平成19年度～平成22年度 [つづく]	千葉銀座商店街振興組合	千葉銀座商店街は、中央第六地区再開発ビル（きぼーる）と中央公園の間に位置し、中心市街地の骨格構造の構築を図る上で重要な地区であるが、平成12年以降に相次いだ大型店の閉店等により歩行者通行量の減少が見られていた。 活性化の起爆剤として平成19年にきぼーるが完成し休日を中心に高い集客力を見せているものの、中心市街地回遊導線の要にある当商店街の休日の歩行者通行量は減少していることから、「思わず覗いてみたくなる・歩いてみたくなる商店街づくり」をコンセプトに、当該事業を実施する。 当該事業の実施によって、きぼーるの高い集客力を当商店街をはじめとする周辺商店街の賑わい創出につなげることができるとともに、きぼーる～当商店街～中央公園～JR千葉駅、栄町通りに至る回遊導線の回復が図られる。 これらの事業は、中心市街地の回遊性、賑わいを高めるために必要な事業である。	措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 実施時期：平成21年度～平成22年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性				措置の内容 及び実施時	その他 の事項	
[つづき]	(当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組みにもたらす影響)							
	千葉銀座商店街は中心市街地の重要な回遊動線に位置しており、特に休日のきぼーる来館者を当商店街に呼び込むための本事業が実施されることにより、きぼーるの高い集客力を商店街の賑わい創出につなげることができるとともに、きぼーる～当商店街～中央公園～ＪＲ千葉駅、栄町通りに至る中心市街地全体の回遊導線の回復に寄与する。							
	千葉銀座商店街の歩行者通行量（休日） （単位：人）							
		H2	H5	H8	H12	H15	H17	H20
	千葉銀座通り	10, 025	13, 244	11, 180	31, 028	19, 579	17, 976	10, 442
	※H12～17 は調査当日がフリーマーケット開催日であった。なお、H11 に千葉都市モノレールが延伸し歩行者が増加したが、近年は減少傾向にある。							
	(個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結びつき、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容)							
	従来の平日のオフィス街を対象とした営業に加え、休日に来街する子ども・ファミリー層にも力を入れるとともに、子どもを軸としたイベントや施設の提案を通して、まちづくりへの興味や関心が高まることにより、商店街の自主的・持続的な活動が活発化し、活性化をもたらすことが考えられる。							
	(当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況)							
	平成 20 年現在空き店舗は 2 である。							
	千葉銀座商店街の空き店舗数・率							
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	
	全店舗数	92	96	100	100	100	100	
	空き店舗	4	2	3	0	0	2	
	空き店舗率(%)	4.35	2.08	3.00	0.00	0.00	2.00	
	(文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること)							
	きぼーるや美術館などの近隣の文化施設・教育施設との連携により、まちなかに知的好奇心を満たす仕組みを地域と協働で作り出すことで商店街への愛着向上等が図られることにより賑わいの創出が期待される。							

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：栄町商店街環境整備事業（ハード事業） 内容：様々な世代が交流できる商店街づくりを目指した総合的、計画的な商店街の再生・活性化 （電線地中化、老朽化アーケードの撤去と併せた街路灯等の再整備） 位置：栄町商店街 延長：400m 実施時期：平成19年度～平成22年度	栄町通り商店街振興組合	空き店舗を活用したコミュニティスクールの開設や、若い起業家が安価で出店しやすくするための環境づくりを行うために、老朽化し、耐候性が失われたアーケードを撤去するとともに、危険・暗いというイメージの払拭のため、防犯カメラや街路灯の設置を行う。このことにより商店街における安心・安全で快適な歩行者空間・商業環境を創出させ、魅力的な景観の形成が図られることになる。 これらの事業は、中心市街地の回遊性、賑わいを高めるために必要な事業である。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期：平成22年度	

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：千葉銀座商店街環境整備事業（ハード事業） 内容：休日のきぼーる来館者が思わず通りたくなる楽しい商店街づくりを目指した総合的、計画的な商店街の活性化 （千葉銀座通りに導かれるようなサイン・案内板の設置や、歩きながら学べる歩道の整備及びバリアフリー化、ユニークな街路灯の再整備、駐輪場の設置） 位置：千葉銀座商店街 延長：770m 実施時期：平成19年度～平成22年度	千葉銀座商店街振興組合	特に休日のきぼーるの来館者をターゲットとして千葉銀座通りに導かれるようなサイン・案内板の設置や、歩きながら学べる歩道の整備及びバリアフリー化、ユニークな街路灯の再整備を行うことにより、きぼーるからの来街者の増加を通じた商店街活性化と中心市街地の回遊導線の回復を目指す。 また、駐輪場の設置を通して快適な歩行空間の確保を図るとともに、駐輪施設の管理・運営を商店街や住民、行政連携で行うことにより、商店街や周辺住民をも巻き込んだコミュニティづくりが進み、商店街への関心や愛着心を高めていく。 これらの事業は、中心市街地の回遊性、賑わいを高めるために必要な事業である。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期：平成22年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：千葉中央第六地区第一種市街地再開発事業（再掲） 内容：都市機能の更新、賑わいの創出及び災害に強い市街地形成を図る再開発事業 位置：中央4丁目地内 地区面積：約1.3ha 実施時期：平成15年度～平成19年度	千葉中央第六地区市街地再開発組合	複数の公共公益施設の設置や店舗の設置等により、中心市街地への来街者を増加させ、目標指標である歩行者通行量の増加に寄与する。また、店舗床増による年間販売額の増加に寄与する事業であり、数値目標達成の面でも必要性の高い事業である。	支援措置の内容：まちづくり交付金 実施時期：平成17年度～平成19年度	
事業名：アトリウム整備事業（再掲）（千葉中央第六周辺地区 高次都市施設 地域交流センター） 内容：都市機能の更新、賑わいの創出を図る施設の整備事業 位置：中央4丁目地内（千葉中央第六地区再開発ビル エントランス） 実施時期：平成18年度～平成19年度（平成19年10月開館予定）	千葉市	千葉中央第六地区再開発ビルのエントランス機能を持つ「アトリウム」を整備し、多くの市民が参加するイベント開催を展開することにより、賑わい創出、交流促進を図るために必要な事業である。	支援措置の内容：まちづくり交付金 実施時期：平成18年度～平成19年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：栄町都市再生まちづくり推進事業（千葉中央第六周辺地区 まちづくり活動推進事業 まちづくり社会実験） 内容：栄町の都市再生を図るため、「まちづくり社会実験」を実践し、その再生計画を策定する。（平成 19 年度予定事業）「オシャレな楽市ストリート」、「特色あるテナントミックスとイベント事業そして情報発信」 位置：栄町 実施時期：平成 19 年度～平成 20 年度	栄町まちづくり社会実験実行委員会	衰退の著しい栄町において、地域、商店街、行政、大学、民間等がまちづくり社会実験を実践し、その賑わいを再生することは、千葉駅等からの集客動線を広げ、中心市街地全体の集客力・回遊性の向上や交流促進を図るために必要な事業である。	支援措置の内容：まちづくり交付金 実施時期：平成 19 年度～平成 20 年度	
事業名：中央公園フラワーフェスティバル 内容：市民の緑化意識と花のあふれるまちづくりへの高揚を図るとともに、「花の都・ちば」をPRする花と緑に関するイベントを開催。 実施時期：平成 14 年度～毎年 5～6 月	千葉市	中央公園及び中央公園プロムナードで開催されるイベントであり、「花の都・ちば」をPRし、まちなかの良好な景観の形成を図るなど、賑わいの創出、回遊性の向上のため必要な事業である。	支援措置：中心市街地活性化ソフト事業 実施時期：平成 19 年度～平成 22 年度	まちなかプロムナード活性化事業

〔中央公園フラワーフェスティバル〕



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：千葉の親子三代夏祭り 内容：「子どもたちに夢をふるさとづくり」をテーマに、多くに市民が参加し、見て、楽しめる祭りを開催。 (パレード、みこし、だしの渡御、太鼓の競演、親子三代千葉おどり等) 実施時期： 昭和 50 年度～ 毎年 8 月 〔千葉の親子三代夏祭り〕 	千葉市を美しくする会	栄町通り、中央公園、千葉銀座通りで開催されるイベントであり、南北方向の回遊軸の形成を目指すうえで重要な位置で行われるものである。子供から、大人、高齢者まで参加し楽しめる祭りであり、市民意識・ふるさと意識を高めるとともに、賑わいの創出、回遊性の向上を図る上で必要な事業である。	支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業 千葉市をうつくしくする運動推進事業補助金（市） 実施時期： 平成 19 年度～ 平成 22 年度	まちなかプロムナード活性化事業
事業名：ベイサイドジャズ千葉 内容：ジャズを中心とした音楽文化の振興と街の活性化を目的にイベントを開催。 実施時期：平成 10 年度～ 毎年 9 月 〔ベイサイドジャズ千葉〕 	千葉市文化振興財団、ベイサイドジャズ実行委員会	回遊構造の要となる中央公園等で開催されるイベントであり、多くのプロ及びアマチュアが参画し演奏家と多くの聴衆が交流するなど、ジャズ・音楽を契機とした来街者の増加も期待されるものであり、賑わいの創出、回遊性の向上を図る上で必要な事業である。	支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業 地域文化活動事業補助金（市） 実施時期： 平成 19 年度～ 平成 22 年度	まちなかプロムナード活性化事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：都市景観市民フェスタ 内容：都市景観に対する市民意識を高め、景観形成への市民参加を促進するイベントを開催。（オープンカフェ、パラスルギャラリー、ビデオスタジアム、花のキャンバス） 実施時期：平成 12 年度～毎年 10 月	都市景観市民フェスタ委員会	中央公園及中央公園プロムナードで開催されるイベントであり、都市景観のイベントへの参加を通じて、都市景観に対する関心を高めるとともに、まちなか歩きを楽しむ契機となることも期待でき、賑わいの創出、回遊性の向上を図る上で必要な事業である。	支援措置：中心市街地活性化ソフト事業 都市景観市民フェスタ補助金（市） 実施時期：平成 19 年度～平成 22 年度	まちなかプロムナード活性化事業
事業名：ちば YOSAKOI 内容：老若男女で楽しめ、街そのものを舞台とし元気にさせる「よさこい鳴子踊り」のイベントを開催。 実施時期：毎年 10 月 事業休止（平成 21 年度）	ちば YOSAKOI 実行委員会	中央公園、千葉銀座通り等で開催されるイベントであり、南北方向の回遊軸の形成を目指すうえで重要な位置で行われるものである。多くの老若男女が参加し、新しい千葉の文化の創造、賑わいの創出、回遊性の向上などを図る上で必要な事業である。	支援措置：中心市街地活性化ソフト事業 ちば YOSAKOI 開催事業負担金（市） 実施時期：平成 19 年度～平成 22 年度	まちなかプロムナード活性化事業

〔ちば YOSAKOI〕



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：千葉都心イルミネーション 内容：千葉都心部の冬の夜を幻想的に演出し、市民生活に潤いと憩いの場を提供するイルミネーションを実施。 実施時期：平成2年度～毎年12月 〔千葉都心イルミネーション〕 	千葉都心イルミネーション実行委員会	JR千葉駅前、中央公園プロムナード、中央公園及びその周辺で開催されるイベントであり、回遊構造の形成を目指す軸上で行われるものである。数少ない冬の屋外イベントであり、冬季の賑わいの創出、回遊性の向上などを図る上で必要な事業である。	支援措置：中心市街地活性化ソフト事業 千葉都心イルミネーション開催事業負担金（市） 実施時期：平成19年度～平成22年度	まちなかプロムナード活性化事業
事業名：大道芸フェスティバル in ちば 内容：大道芸人によるパフォーマンスを楽しめるイベントを開催。 実施時期：平成15年度～毎月第4日曜日 〔大道芸フェスティバル in ちば〕 	大道芸フェスティバル in ちば実行委員会	中央公園、千葉銀座通り等で開催されるイベントであり、回遊構造の形成を目指す軸上で行われるものである。まちなかで毎月開催される定期的イベントであり、市民生活に潤いと憩いの場の提供、賑わいの創出、回遊性の向上などを図る上で必要な事業である。今後、中央銀座での事業化の検討を行い、さらなる賑わいの創出を図っていく。	支援措置：中心市街地活性化ソフト事業 大道芸フェスティバル in ちば開催事業負担金（市） 実施時期：平成19年度～平成22年度	まちなかプロムナード活性化事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
事業名：イベントコーディネーター事業 内容：中央公園で開催するイベント企画を一般から随時募集し、各種イベントの調整・サポートを行う。 実施時期：平成 15 年度～	千葉市中心市街地まちづくり協議会（千葉商工会議所）	回遊構造の要となる中央公園で開催されるイベントを市民から公募しサポートするものであり、1 年を通じた賑わいの創出、回遊性の向上などを図る上で必要な事業である。	支援措置：中心市街地活性化ソフト事業 中心市街地活性化事業補助金（市） 実施時期：平成 19 年度～平成 22 年度	まちなかプロムナード活性化事業

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業（再掲） 実施時期： 平成2年度～平成21年度	千葉市	（再掲のため省略・65頁参照）	支援措置の内容：市街地再開発事業 実施時期： 平成19年度～平成21年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：まちなかプロムナード活性化推進事業 内容：中央公園を中心とした中心市街地の主要な回遊動線である4つの通りにおいて、イベント等各種ソフト事業のより効果的な実施について検討するとともに、新たな事業展開について検討を行う。 実施時期：平成19年度～	千葉市中心市街地活性化協議会 (千葉市中心市街地まちづくり協議会)	中心市街地の回遊性を高め、効果的にソフト事業の展開を行うことにより、まちなかの賑わいや憩いの創出を図るために必要な事業である。		
事業名：みどりと花の催し 内容：市民の緑化意識と花のあふれるまちづくりへの高揚を図るとともに、「花の都・ちば」をPRする、花と緑に関するイベントを開催。 実施時期：昭和46年度～毎年5月	千葉市	回遊構造の要となる中央公園で開催されるイベントであり、「花の都・ちば」をPRし、まちなかの良好な景観の形成を図るなど、賑わいの創出、回遊性の向上のため必要な事業である。		まちなかプロムナード活性化事業
事業名：オープンカフェ事業 内容：オープンカフェ「UNIVERSAL CAFE」を開設。 実施時期：平成12年度～毎年4月～10月 〔オープンカフェ〕	千葉市中心市街地まちづくり協議会（千葉商工会議所）、都市景観市民フェスタ実行委員会	中央公園で開催されるイベントであり、回遊構造の形成を目指すうえで要の位置で、憩いの空間を創出しつつ、まちなかの良好な景観づくりをすることで、来街者の増加、回遊性の向上が図られる事業である。 今後、中央公園プロムナードでの事業化検討を行い、さらなる賑わいの創出を図っていく。	支援措置の内容：市単独補助	まちなかプロムナード活性化事業



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	国以外の 支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
事業名：情報ガイドマップ等作成事業 内容：来街者に対して、街の情報発信と魅力をPRするため、中心市街地のガイドマップを作成し、商店街の紹介、イベント等の情報を発信する。 実施時期：平成13年度～	千葉市中心市街地まちづくり協議会（千葉商工会議所）	中心市街地の店舗やイベントなどの情報を広く市民に発信するものであり、まちなか歩きの利便性を向上させ、回遊性の向上などを図る上で必要な事業である。	支援措置の内容：市単独補助	
事業名：花の街推進事業 内容：ボランティア等の協力により、中央公園プロムナードのハンギングバスケットを管理するとともに、商店街では一店一鉢運動を実施し中心市街地を花で彩る。 実施時期：平成13年度～	千葉商工会議所、千葉市中心市街地まちづくり協議会（千葉商工会議所）	中央公園プロムナード、中央公園、各商店街等で広く行う事業であり、訪れる人に喜びを感じてもらえるまちづくりを図るため、快適な居住空間の形成のために必要な事業である。	支援措置の内容：市単独補助	
事業名：中心市街地クリーンアップ事業 内容：クリーンな街づくりを進める事業（落書き消し、違法看板や張り紙等の簡易除去、ゴミ拾い等）を実施する。 実施時期：平成13年度～	千葉市中心市街地まちづくり協議会（千葉商工会議所）、中央地区みはる会	まちなかで広く行う事業であり、訪れる人に喜びを感じてもらえるまちづくりを図るとともに、快適な居住空間の形成のために必要な事業である。	支援措置の内容：市単独補助	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	国以外の 支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
事業名：セーフティガード事業 内容：地域や商店街、大型店、警察等が連携し、夜間パトロールを実施。 実施時期：平成 18 年度～	千葉市中心市街地まちづくり協議会（千葉商工会議所）、中央地区みはる会	アンケート調査結果からも、安全・安心への取組みが求められており、誰もが安心してそぞろ歩きができる環境づくりのために必要な事業である。	支援措置の内容：市単独補助	
事業名：千葉アートネットワーク・プロジェクト（Wi-CAN） 内容：空き店舗を活用しアートセンター「Wi-CANP」の運営などを行うとともに、様々なアートイベントを実施。 実施時期：平成 17 年度～	千葉アートネットワーク・プロジェクト実行委員会	衰退が著しく空き店舗が多く見られる栄町において、千葉大学の学生を中心とした組織と連携し、新たな試みを重ねていくことは、賑わいの創出を図るために必要である。	支援措置の内容：市単独補助	まちなかプロムナード活性化事業

〔セーフティガード事業〕



〔千葉アートネットワーク・プロジェクト（Wi-CAN）〕



事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：栄町商店街環境整備事業（ソフト事業） 内容：様々な世代が交流できる商店街づくりを目指した総合的、計画的な商店街の活性化（空き店舗を活用したコミュニティスクールの開設、空き店舗対策） 位置：栄町商店街 実施時期：平成 22 年度～	栄町通り商店街振興組合	栄町商店街は、かつては賑やかな繁華街であったが、人の流れの変化や老朽化した施設による暗いイメージの定着などにより歩行者通行量の減少など衰退が著しい。このような状況のなか、平成 18 年に栄町商店街で「栄町通り商店街再生事業基本構想」を策定し、再生へ求められる重要課題として、賑わいの再生、誰もが安心安全に暮らせる環境の創出などを打ち出した。これらの方針のもと、住民アンケートにおいて「安全・安心」へのニーズが高いことを踏まえ、子どもからお年寄りまで様々な世代が交流できる商店街づくりを目指している。 こうしたことから、商店街の空き店舗を活用した、コミュニティスクールの開設や空き店舗対策として若い起業家が安価で出店できる環境づくりの実施を環境整備事業と連動させることで、様々な世代の交流、さらには若者文化の発祥の地としての賑わいの創出が期待される。 これらの事業は、中心市街地の回遊性、賑わいを高めるために必要な事業である。	実施時期：平成 22 年度	歩行空間を活用したイベント等の展開も検討していく

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：千葉銀座商店街環境整備事業（ソフト事業） 内容：休日のきぼーる来館者が思わず通りたくなる楽しい商店街づくりを目指した総合的、計画的な商店街の活性化 （地域の世代間交流拠点の設置及び子ども向けイベントの開催） 位置：千葉銀座商店街 実施時期：平成 20 年度～	千葉銀座商店街振興組合	千葉銀座商店街は、中央第六地区再開発ビル（きぼーる）と中央公園の間に位置し、中心市街地の骨格構造の構築を図る上で重要な地区であるが、平成 12 年以降に相次いだ大型店の閉店等により歩行者通行量の減少が見られている。 きぼーるは休日を中心に高い集客力を見せているものの、当商店街での休日の歩行者通行量は減少していることから、休日にきぼーるを訪れた子どもが「思わず通りたくなる」うえ、「もっと居たい、また来たい」と思える商店街とするために、当該事業を実施する。 従来から実施している近隣小中学校との連携による職場体験に加え、子どもが参加するイベントや、子どもを中心とする地域の世代間交流拠点を開放することにより、商店街への愛着向上等が図られることで、今後増加が予想されるファミリー層の取り込みによる賑わいの創出が期待される。 これらの事業は、中心市街地の回遊性、賑わいを高めるために必要な事業である。	実施時期：平成 22 年度	

(参考資料) 千葉市中心市街地 主なイベント等ソフト事業一覧

月	事業名	
4	大道芸フェスティバル in ちば オープンカフェ	春まつり のみの市 *1
5		みどりと花の催し 中央公園フラワーフェスティバル
6		チバサルサ
7		
8		千葉の親子三代夏祭り 中心市街地クリーンアップ事業
9		ペイサイドジャズ千葉 アロハフェスティバル in ちば 食楽ICHIBA
10		都市景観市民フェスタ ちばYOSAKOI 中央区ふるさと祭り のみの市 *1 CLUB YEG DanSpark
11		栄町まちづくり社会実験 おしゃれな楽市ストリート プラスバンドフェスティバル
12		千葉都心イルミネーション クリスマスコンサート
1		
2		中心市街地クリーンアップ事業
3		〈実施時期の定めがないソフト事業〉 まちなかプロムナード活性化推進事業 オープンキッチン開設事業 *1 子連れ来店者サービス提供事業 *1 共通駐車券事業 *2 小中学校とのタイアップ事業 *2 イベントコーディネート事業 情報ガイドマップ等作成事業 花の街推進事業 ヤーフェティガード事業 千葉アートネットワーク・プロジェクト (Wi-CAN)
色塗りの事業: まちなかプロムナード活性化事業 破線で囲まれた事業: 本計画に位置づけていない事業 *1 栄町商店街環境整備事業 (ソフト事業) *2 千葉銀座商店街環境整備事業 (ソフト事業)		

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔 1 〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

本市の中心市街地では、J R 千葉駅・京成千葉駅前が鉄道・モノレールの乗換駅となっており、本市の東南部方面にサービスする路線を中心に多くの路線バスが運行されている。また、千葉駅から県庁前まで千葉都市モノレールが運行されており、公共交通の利便性が高い市街地となっている。

しかしながら、市内の路線バスの利用者は、年々減少しており、平成 12 年から平成 17 年の間に約 17% 減少している。また、千葉都市モノレールの千葉駅から県庁前駅の 4 駅の乗車客は、平成 12 年から平成 17 年の間に 5% 減少しており、特に千葉駅を除く他の 3 駅でみると、約 20% の減少となっている。

中心市街地には、金融保険関係を中心とした事業所や商店が多く立地しているが、近年、事業所の減少が目立ち、平成 9 年から平成 14 年の間に、事業所数が約 9%、従業員が約 15% 減少している。

【公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性】

今後の本格的な少子高齢化社会の到来や、地球環境問題への対応、道路交通渋滞の緩和策として、公共交通機関のサービスエリアの拡大も含めた利便性の向上が全市的に必要となるとともに、中心市街地へのアクセス性の向上が必要である。また、様々な都市的サービス機能が集積する中心市街地の良好な立地性を活かし、企業立地を促進し、中心市街地内での創業を支援するなど地域経済の活性化を図る必要がある。

これらをふまえ、「公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進」という面からは、以下の事業を等実施する必要がある。

- ・ 中心市街地のアクセス性を高める事業として、都市モノレール整備事業、バス活性化システム整備事業、駅施設におけるエレベーター等の整備事業
- ・ 中心市街地内の創業を支援する事業として、ビジネス支援センター整備事業

【フォローアップの考え方】

平成 20 年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、平成 22 年度において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

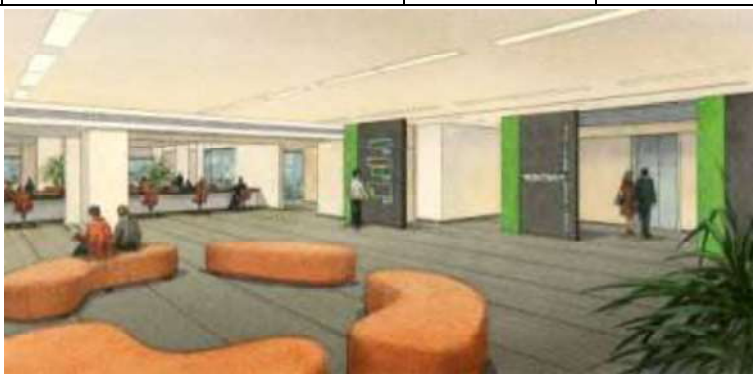
〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
事業名：ビジネス支援センター整備事業（千葉中央第六周辺地区 高次都市施設 地域交流センター 産業振興会館・地域創造支援事業 創業者支援施設） 内容：千葉市の産業振興拠点施設の整備事業 【会議室、情報センター、創業者支援施設 等】 位置：中央4丁目地内（千葉中央第六地区再開発ビル13～15階） 実施時期： 平成18年度～平成19年度 （平成19年10月開館予定）	千葉市	中央第六地区再開発ビル内において整備・運営するは、「ビジネス支援センター整備」は、市内企業の経営及び創業支援をハード・ソフトの両面から行うことにより、中心市街地への企業立地の促進や新たな企業連携による地域経済の活性化を図るために必要な事業である。	支援措置の内容：まちづくり交付金 実施時期： 平成18年度～ 平成19年度	
【事務所、公共共用部分】			支援措置の内容：中心市街地再活性化等特別対策事業 実施時期： 平成19年度	



〔ビジネス支援センター整備事業
- 完成イメージ〕

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：都市モノレール整備事業（再掲） 内容：市内の公共交通ネットワークの構築を図るモノレールの延伸整備事業 事業種別：公共交通機関を支援する街路の整備 路線名：千葉都市モノレール1号線 位置：県庁前駅～市立青葉病院前駅（仮称） 全延長：約2 km 区域内延長：約0.5 km 実施時期：延伸凍結	千葉市	千葉都市モノレールの延伸整備により、中心市街地と沿線に立地する医療施設、文化施設等へのアクセスの向上を図り、周辺の施設立地と連携して中心市街地の魅力を向上するために必要な事業である。 また、今後本格化する少子高齢化社会や地球環境問題への対応策として、公共交通網の整備は必要不可欠である。	支援措置の内容：街路事業 実施時期：延伸凍結	

〔都市モノレール整備事業〕



(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：バス活性化システムの整備事業 内容：バスの利用促進を図る、高質なバスサービスを提供する事業 ノンステップバス導入：30 台 IC カード乗降導入：300 台 実施時期： 平成 18 年度～ 平成 22 年度	乗合バス事業者	福祉社会に対応したノンステップバスの導入や、公共交通を利用する市民の利便性向上を図る IC カードシステムを導入は、中心市街地内外のアクセス向上を図るために必要な事業である。	支援措置の内容：公共交通移動円滑化整備費補助 実施時期： 平成 19 年度～ 平成 22 年度	
事業名：エレベーター等の整備事業 内容：高齢者や障害者等の自立と促進を図る駅舎の昇降装置整備事業 位置：JR 東千葉駅及び本千葉駅駅舎内エレベーター 2 基 実施時期： 平成 18 年度～ 平成 22 年度	東日本旅客鉄道(株)	中心市街地内の駅舎において、高齢者や障害者等の移動制約者が、安全かつ円滑に鉄道を利用していただけの環境を整え、駅周辺の利便性向上を図るために必要な事業である。	支援措置の内容：交通施設バリアフリー化設備整備費補助 実施時期： 平成 19 年度～ 平成 22 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：都市モノレール新型車両導入事業 内容：「都市内を空中散歩する」という感覚を持った新しい都市内移動交通を目指す新型車両（URBAN FLYER（アーバンフライヤー）o-type）の導入事業 実施時期： 平成 21 年度～（予定）	千葉都市モノレール(株)	通勤車両のイメージが強かったこれまでのタウンライナーをよりアトラクティブ（魅力的）な方向に進化させることで、千葉都市モノレールの利用者及び中心市街地の来街者の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

〔都市モノレール新型車両導入事業〕



[illegible]